

令和3年第4回

君津市農業委員会議事録

令和3年4月5日（月）

令和3年第4回君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年4月5日（月）午後3時10分から午後4時42分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第16号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第17号から議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第25号から議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第31号 君津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

日程第7 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 6号から報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第13号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（14名）

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 鈴木 | 郁夫 | 2番 | 鮎川 | 正幸 |
| 3番 | 水野 | 徳子 | 4番 | 小笠原 | 武男 |
| 5番 | 笹本 | 幸恵 | 6番 | 宇野 | 真弘 |
| 7番 | 神子 | 純一 | 8番 | 石橋 | 定雄 |
| 9番 | 真板 | 徹 | 10番 | 田丸 | 三郎 |
| 11番 | 鳥海 | 純次 | 12番 | 江澤 | 康雄 |

13番 鈴木 清

14番 粕谷 定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長
副主査
主任主事

齋藤 久夫
田島 直樹
江澤 俊太

◎会長挨拶

会 長 それでは、改めまして本日は御苦勞さまでございます。

重要な案件もございます。どうか慎重な審議をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

◎諸般の報告

会 長 3月総会以降の行事等はございませんでしたので、御報告を申し上げます。

そして、総会に入りたいと思います。

農業委員会の総会は、農業委員会会議規則第17条に公開すると規定されております。本日は3名の方から傍聴の申出がありましたので、御了承願います。

(傍聴人入室)

会 長 会議に先立ちまして、傍聴人の方には、会議を傍聴するに当たり受付時にお渡ししてあります傍聴要領の「会議の傍聴人の遵守事項」等を守っていただき、会議の進行に御協力をお願いいたします。

◎開 会

(午後3時10分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第4回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

6 番、宇野真弘委員、7 番、神子純一委員の 2 名にお願いをいたします。

◎議案第 1 号ないし議案第 1 6 号

議長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 1 6 号 農地法第 3 条及び農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案件は、前回の総会において保留となった農地法第 3 条の規定による賃貸借権、使用貸借権及び区分地上権の設定のための許可申請、農地法第 5 条の規定による営農型太陽光発電施設への転用案件でございます。

初めに、事務局より経過の説明をお願いいたします。

田島副主査 それでは、事務局から繰り返しにはなるんですけれども、再度事業内容ということで説明をさせていただきます。

まずこちら、事業内容なんですけれども、筆がまず 7 筆、土地所有者が 4 名、その土地所有者と賃貸借を設定し、全体の耕作をする法人が 1 社、その農地の上で営農型太陽光発電事業を行う者が 2 法人及び 2 名となっております。

まずこちら、土地の所有者と耕作者との賃貸借権設定について、農地法 3 条の審議をお願いいたします。

続きまして、土地の所有者と営農型太陽光発電事業を行う方との区分地上権の設定について、同じく 3 条での審議をお願いいたします。こちらは太陽光パネルが農地の上空にあるため、このパネル部分について土地の所有者と営農型太陽光発電事業を行う方との間で地上権を設定するものです。

最後に、土地の所有者と営農型太陽光発電事業を行う方との間で賃貸借もしくは使用貸借による農地の一時転用について、農地法 5 条の審議をお願いいたします。こちら、あくまで転用するのは太陽光パネルの杭、パワコンの柱、引込み柱の部分のみということでございます。こちらは 3 年間の一時転用という考え方になります。

では、3 条の説明から始めさせていただきます。

江澤主任主事 議案第 1 号から第 4 号については、借主が同一のため一括して説明します。

議案第 1 号は中島地先の田 1 筆、面積 347 平方メートルを賃貸借、議案第 2 号は中島地先の田 1 筆、面積 620 平方メートルを賃貸借、議案第 3 号は中島地先の田 1 筆、面積 873 平方メートルを賃貸借、議案第 4 号は中島地先の田 4 筆、面積 3,495 平方メートルを使用貸借するものです。

申請理由として、議案第1号から3号の貸主は耕作する余力がないため、議案第4号の貸主は自己所有地を効率的に利用したいため、譲受人は周辺農地を一体として借り受け、効率的に利用したいためです。

許可基準として、農地所有適格法人でない法人が農業に参入する場合、農地法第3条第2項第2号及び第4号の部分を除く通常の許可要件と合わせて、農地法第3条第3項の要件を満たせば、貸借に限り許可することができます。

第3項の要件については、1、農地を適正に利用していないと認められる場合、貸借契約を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること。2、地域の農業者における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。3、法人の役員等が農業に常時従事すると認められることとなります。これらについては、書類等で満たしていることを確認しております。

当法人は、下限面積を超えた5,335平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、管理機、ユンボ、農用トラック、草刈り機、運搬車を所有しています。法人役員の農作業従事日数は150日を超える予定とのことです。

議案第5号及び第6号は、設定者が同一のため、一括して説明します。

初めに、営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等の設定をするための農地法第3条第1項の許可については、同法第3条第2項ただし書きの規定により、同項各号の要件について満たす必要はありません。

許可の判断基準については、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障が生ずるおそれがなく、かつ当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に許可するものとされております。

このうち、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、太陽光パネル設置の一時転用許可判断の際に確認することとなっておりますため、区分地上権設定の許可の判断については、地上権が設定される農地の賃借人等権利者の同意、つまり区分地上権が設定される申請地の現在の耕作者や耕作予定者の同意の有無のみを確認すればよいということになります。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第5号は中島地先の田1筆、議案第6号は中島地先の田1筆を、太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権の設定期間については、議案第11号から第16号までの一時転用許可期間と同じ3年間となります。許可基準の賃借人等権利者から

の同意については、貸借予定者から得られていることを確認しております。

議案第7号及び第8号は、設定者が同一のため一括して説明します。

議案第7号は中島地先の田1筆、議案第8号は中島地先の田1筆を、太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権の設定期間については、議案第11号から第16号までの一時転用許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等権利者からの同意については、貸借予定者から得られていることを確認しております。

議案第9号について説明します。中島地先の田3筆を太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権設定期間については、議案第11号から第16号までの一時転用許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等の権利者からの同意については、貸借予定者から得られていることを確認しております。

議案第10号について説明します。中島地先の田1筆を太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権設定期間については、議案第11号から第16号までの一時転用許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等権利者からの同意については、貸借予定者から得られていることを確認しております。

田島副主査 それでは、続きまして5条の説明をさせていただきます。

議案第11号及び第12号は、譲受人同一のため一括で御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。

中島地先の田2筆、面積1.029平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第一種農地相当となります。本来第一種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル170枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、営農する農作物はミョウガになります。

配水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。雨水は自然浸透となります。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって

資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

続きまして、議案第13号及び第14号につきましては、譲受人同一のため一括で御説明いたします。

中島地先の田2筆、面積1.109平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第一種農地相当となります。本来第一種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル170枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、営農する農作物はシブガキになります。

配水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省、東京電力への申込みは済んでおります。

続きまして、議案第15号について御説明いたします。

中島地先の田3筆の一部、面積0.956平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第一種農地相当となります。本来第一種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル214枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、営

農する農作物はシブガキ及びミョウガになります。

配水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

続きまして、議案第16号について御説明いたします。

中島地先の田1筆の一部、面積0.855平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第一種農地相当となります。本来第一種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル214枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、農する農作物はシブガキ及びミョウガになります。

配水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省、東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

前回の総会におきまして保留となった案件ですので、現地調査報告については省略をいたします。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

粕谷委員、どうぞ。

粕谷委員 14番、粕谷です。

直接関係あるかどうかはあれなんですけど、農業法人を設立する場合、認可というのはど

のくらいかかるんですか、申請から許可まで。もし分かれば教えてもらいたいです。

江澤主任主事 お答えいたします。

農地所有適格法人の、ということでもいいですか、農地の所有できる法人の場合の話でよろしいですか。

粕谷委員 はい。

江澤主任主事 直接認可をするというよりは、基本的に定款の見直しだったり、あと売上げだったり、もし要件をクリアしていれば何か月もかかるような話ではないです。なんですけど、立上げからということになると、いろいろ都合もあると思うので、一概にどれくらいとは言えないんですけれども。会社を作る時間だけというか、になりますね。農業委員会のほうで、この法人は農地所有適格法人ですよというわけではなくて、その法人が農地を取得したときに、もう農地所有適格法人になるような形になるので。法人を立ち上げてもらって、3条申請をもらって許可が下りた時点で法人になるような形なので、それぐらいの期間なのかなとは思いますが。

議長 長 よろしいですか。ほかに質問、意見等ございますか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 ございませんか。

挙手ゼロでございます。よって本案は不許可ということに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 挙手ゼロでございますので、本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 挙手ゼロでございます。本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 挙手ゼロでございますので、本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可にすることに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可にすることに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第11号、ここからは農地法第5条の規定による営農型太陽光発電施設への転用案件でございます。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロでございます。本案は不許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第17号ないし議案第24号

議長 日程第4、議案第17号ないし第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第24号については11番、鳥海純次委員が関係する事案ですので、初めに、議案第17号ないし23号について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第17号について説明します。

六手地先の田2筆、面積433平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として下限面積を超えた1万33平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第18号について説明します。

貞元地先の田2筆、畑1筆、面積2,935平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は住所地が遠く耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として下限面積を超えた9,718平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第19号について説明します。

上地先の田1筆、面積389平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は隣接する自己所有地と一体に耕作したいためです。

許可基準として譲受人の農地の経営面積は3,926平方メートルですが、農地法施行令第2条第3項第3号の農地の位置、面積、形状から見て、その農地に隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合に該当するため、下限面積要件は満たしております。農機具はトラクター、田植え機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第20号から議案第22号については、譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第20号については、西原地先の畑1筆、面積489平方メートルを所有権移転、議案第21号については、西原地先の田2筆、面積438平方メートルを売買により所有権移転、議案第22号については、西原地先の田2筆、面積1,209平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第20号の譲渡人は農業経営の規模縮小のため、議案第21号の譲渡人は譲受人の隣接地のため、議案第22号の譲渡人は住所地が遠く管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大及び隣接所有地と一体として管理したいためです。

許可基準として下限面積を超えた1万2,158平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運

機、バックホー、軽ダンプ、運搬車、刈払い機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第23号について説明します。

大戸見地先の田1筆、面積274平方メートルを売買により所有権移転するもので

す。申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として下限面積を超えた8,423.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、ユンボ、コンバイン、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第17号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

議案第17号について説明します。

詳細はただいま事務局から説明のあったとおりです。

申請地は議案書別冊の2ページを御覧ください。

地図の右の黒い太線が館山道で、中央左右に走るのが小糸川のバイパスで、高速道路と交差する400メートル手前、市道を右に折れて約300メートルほど進んだ丸印が当該地になります。

3月29日10時半、譲渡人、また同日午後1時半に譲受人、双方にお伺いしまして、農地譲渡に至る経緯を確認しました。本物件が六手地区の圃場整備をされていない谷津田の一角で、周辺農地も用水整備がされていなく、水田耕作には若干不利な環境にあります。しかしながら、周辺の田んぼは休耕も見当たらず、きれいな圃場が連なっているところ

です。譲渡人は会社員をしていたようですけども、足に障害を持っておられて、農業をするにはかなり支障があるようです。旧家のように、農地、林地等はたくさん資産としてお持ちのよう

で、これを管理ができなくなっているということで、徐々に資産の売却を考えているようです。譲受人は土建業を営んでおりまして、専業農家ではありません。現在、市内宮下に住む、南房総市、旧富山町なんですが、山間部であり平群というところの出身で、先祖伝来の農地

を約9反歩お持ちになっているようです。そこは現在、地元の方に耕作委託をしているというようです。今後、土建業の本業を社長の子供さんに譲りまして、自分は持っている農地を管理して農業に力を入れていきたいというふうに考えているようです。

今回、譲渡される農地は山裾で帯状に長く、木の枝が覆いかぶさっているようなのが実情です。そういう難点がありますが、その後背地の山林約5反歩も、合わせて契約されていますので、樹木の伐採等は譲受人が今度管理できるというような状況で、農地の活性化は自分の考え方でできるという利点がございます。

一応、諸条件はクリアされていると思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第18号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案18号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊3ページを御覧ください。

図の黒く太い線が小糸川になります。中央の上のほうに富久橋という表示がありますが、こちらから約400メートルぐらい行ったところになります。

3月31日に譲受人及び代理人と現地確認を行いました。所有権の移転は、田んぼが2筆と畑1筆になります。この田んぼは既に埋め立てられており、畑の状態になっておりました。グラウンドに近い田んぼは梅の木が植えられており、譲受人はこのまま梅を栽培すると言っておりました。ほかの2筆は畑として活用できる状況でした。

譲渡人は、高齢であること、また遠方であることで、耕作ができないため、この売買となったそうです。

特に問題ないと思われそうです。御審議よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第19号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

議案第19号について説明いたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局からの説明のあったとおりです。

4月1日、譲受人、譲渡人と現地で待ち合せをして確認をいたしました。

申請場所は別冊1ページを御覧ください。

左手の中央下、少し下にパーラーニューチャンピオンとあります。県道164号線で、ここから中島方面へ向かって150と書いてあるところを左折、そして100メートルほど行った右側

になります。

譲受人は以前から耕作をしていて、譲渡人は離農したいと思っているということで、特に問題はないと思われま。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、議案第20号ないし22号について、10番、田丸委員からお願ひします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案20号から22号まで、譲受人が同一のため続けて御報告いたします。

議案20号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

3月26日、譲受人に連絡を取り、現地で話を伺いました。

別冊4ページを見てください。

国道410号バイパス西原の交差点があります。そこを左折しまして500メートルぐらい行きますと、海老沢川が流れています。地図では上のほうに印がなっていますが、この道路から左側、海老沢川と道路の交わったところあたりが申請地になっています。

譲渡人は今までここを畑として野菜類を作っていました。調を崩してしまい、今何も作ってありませんでした。譲受人は、譲渡人から買ってほしいと話があり、規模拡大のために購入しましたとのことです。

特に問題はないと思われま。

続いて、議案21号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

3月26日、譲受人に連絡を取り、現地で話を伺いました。

別冊4ページを見てください。

410号西原の交差点があります。これをまっすぐ上のほうに200メートルぐらい行きて、左に入り、右側が申請地になります。

譲渡人は、規模縮小のためです。また、譲受人は自分の土地と地続きのため、耕作しやすく規模拡大のために購入しましたとのことです。

特に問題はないと思われま。

続きまして、議案22号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

3月26日、譲渡人は遠方のため、譲受人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

別冊4ページですけれども、申請地は議案21号と隣接しております。譲渡人は、遠方のため耕作ができないので、譲受人に買ってほしいと話をしたところ、自分の土地と地続きで耕作しやすく、規模拡大のために購入しましたとのことです。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第23号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第23号について説明します。

申請内容につきましては事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙5ページを御覧ください。

中央に黒く蛇行しているのが小櫃川でございます。左のほう、ちょっと318と書いてあるところがあるんですけど、その辺が、小櫃川のこっちのほうの大盛橋という橋がかかっています。そこから上って行って、左、左と行くと現地になるんです。ちょうど25日に引受人のお宅を伺いましたら、譲渡人とちょうどお話をしていまして、これは良いタイミングだなと思って話を聞きました。

引受人は、自宅のすぐ下で水田を作りたいということでありまして、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第17号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

次に、議案第24号につきましては、11番、鳥海純次委員が関係する事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(11番 鳥海委員 退室)

議 長 それでは、議案第24号について事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第24号について説明します。

寺沢地先の田2筆、面積280平方メートルを売買により所有権移転するものです。申請理由として、譲渡人は居住地が遠く管理できないため、譲受人は自宅に隣接しており、耕作しやすいためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万1,872.28平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議 長 続きまして、議案第24号に係る現地調査の結果について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案24号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

3月27日、譲受人に連絡をとり、午後から現地で話を伺いました。

別冊6ページを御覧ください。

右側の国道410号中央に交差点があります。ここを左折して700メートルぐらい入った左側が申請地になります。

地目は田ですが、現在は畑で使用しています。譲渡人は遠方のため管理ができないので、譲受人に買ってほしいと話をしたところ、自宅と地続きで耕作しやすいので購入しましたとのことです。特に問題はないと思われまます。よろしく御審議をお願いします。

議 長 ただいま議案第24号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。質問、意見等がありましたら挙手を願います。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第24号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。それでは、11番、鳥海純次委員の入室を認めます。

(11番 鳥海委員 入室)

◎議案第25号ないし議案第30号

議 長 日程第5、議案第25号ないし第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第25号について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

東日笠地先の田1筆、面積1,348平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル256枚を設置したいとのこと。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

工事中は火気使用設備機具、電気設備器具等の管理を徹底し、また、近隣への粉塵防止、前面道路を工事車両が占有するときは誘導員を現地に置き、事故防止に努めます。

隣接農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第26号について御説明いたします。

吉野地先の田1筆、面積1,646平方メートルを賃貸借権設定により駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種農地相当となります。申請地は水稲作付をしておりましたが、鳥獣被害のため作付を断念した農地となり、当該地を駐車場40台分に転用したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地し、砕石を敷きます。

用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮するとともに、粉塵の飛散防止、防音等に最善の注意を払います。工事中に土砂の流出がないようにします。

議案第27号について御説明いたします。

広岡地先の田5筆、面積1,301平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第三種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル360枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮するとともに、粉塵の飛散防止、防音等に最善の注意を払います。工事中に土砂の流出がないようにします。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第28号について御説明いたします。

8ページをお開きください。

広岡地先の田3筆、面積1,248平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第三種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル360枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮するとともに、粉塵の飛散防止、防音等に最

善の注意を払います。工事中に土砂の流出がないようにします。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第29号について御説明いたします。

大戸見地先の田1筆、面積978平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル308枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮するとともに、粉塵の飛散防止、防音等に最善の注意を払います。工事中に土砂の流出がないようにします。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第30号について御説明いたします。

大戸見地先の田4筆、面積967平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル244枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮するとともに、粉塵の飛散防止、防音等に最善の注意を払います。工事中に土砂の流出がないようにします。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第25号については8番の私から報告をいたします。

詳細につきましては、事務局の報告のありましたとおりでございます。

3月27日、現地にて双方の代理人と会い、聞き取りと現地の確認をいたしました。

場所につきましては、別冊7ページを御覧ください。

地図上で真ん中を縦に通る国道465号線でございますが、この左側に清和中とございますが、現在清和小学校でございます。去年から清和小になっております。この清和小学校の前を鴨川方面、下の方面ですけれども、これに1キロ弱進みましたところを右折し、500メートル

ルぐらい入った左側が現地でございます。

この一帯の農地は一部管理されておりますが、ほとんどが現在耕作されておられません。一昨日譲渡人本人に直接お会いして、今後耕作の意思はなく、今回の計画になったということを確認いたしてまいりました。

この田につきましては、この一帯の中でも北西の端の方向に位置しておりまして、付近の営農に与える影響はないと思われまます。

この地域に新規就農者がおり、将来的には営農の道が開かれることも期待をいたします。

特に問題はなかろうと思われまます。よろしく御審議ください。

続きまして、議案第26号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第26号について現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。

3月26日、現地で代理人と譲受人に会いました。

場所は別冊8ページにあります。

地図上の議案第26号の左にある三叉路を右に入り、左にある田です。この駐車場作成に当たっては、現在使っている駐車場に、会社が雨漏りしたりなんかしたので、そこへ建て替えて、駐車場がなくなっちゃうので、そこへすぐ隣の田だったので、それを活用させてもらうということで、今回の申請になりました。

特に問題はないと思いまますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第27号ないし第30号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第27号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙9ページを御覧ください。

中央に410号線と久留里線があります。ちょうど中間に上総松丘駅がありまして、そこから上のほうに300メートルぐらい行って、ちょうど鉄道と410号が交わる場所があるんですが、そこを今度は右に曲がっていきまして、それでちょうど2053ですか、そこを左に曲がってさらに300メートルぐらい行って、また左に行ったところが現地であります。ちょっと谷津のところでありまして、行ったら赤道を…やっぱり道を広げてありました。

29日に代理人と電話して、30日に現地で会いました。譲渡人は遠方に住んでいまして、農地は荒れている状態であります。管理ができないということでありまして、引受人は太陽光発電をしたいということです。

それと、28号の隣接しているところでありまして、代理人も一緒でありましたので、一緒に説明を聞きまして、引受人は太陽光施設をしたいとのことでもあります。

2件は隣同士ということでありまして、特に問題はないと思います。よろしく願います。

続いて、議案第29、30について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙10ページを御覧ください。

中央に410号があります。ちょうど真ん中あたりに松丘小というのがありますが、先月廃校になってしましまして、あれなんです、そこを基準にして学校から出るとちょっと右へ行って、トンネルがありまして、そこをずっと下っていきまして、3439ですか、そこをまた左に行きまして、200メートルぐらいですかね、現地はそこでありまして。

代理人と連絡をとりまして、現地で会いました。譲渡人はもう高齢であり、管理はできないということでありまして、そこを引受人は太陽光施設をしたいということでありまして、29と30号のちょうどこの件も隣接していましたので、一緒に聞き取りをいたしました。

特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

水野委員 3番、水野です。

議案27番の件で、今のお話だと、赤道を広げているという話を今鈴木委員のほうからありましたが、どのように広げているんですか。赤道は赤道としてないといけないですけど。

鈴木（清）委員 資材が入らないということで、代理人の人は。

水野委員 元に戻すんでしょうか。

鈴木（清）委員 いや、それは上にもう太陽光をやっているんですよ。別の会社が。それで話がついているから道路を広げるということで。埋戻しとかそういうことは聞いていなかったですけどね。

議 長 事務局。

田島副主査 事務局のほうで市道管理課のほうに確認いたしまして、ちょっとどうなっている

か確認して、またちょっと御報告をさせていただきます。

水野委員 引き続いてよろしいですか。

議 長 水野委員。

水野委員 水野です。

28号、29号、30号なんですが、先に28号と27号ですが、譲受人、土地が隣同士でいて、それで太陽光発電をするということで、譲受人28番は会社になっていて、27番は東京の方がということになっていますが、ちょっとこれ、違和感を感じるんですけど、どういう状態ですか。

議 長 事務局。

田島副主査 これは東電の主導という形になると思うんですけども、法人と法人の代表者ということで分かれているんですけども、この形であれば隣接のところでもやれるということで、これはあくまで東電のほうのシステムということで、このような形の申請になっていることを御了承いただければと思います。

水野委員 この29番と30番も隣の土地になっていますが、会社自体が違ってきますね。これもそれはオーケーなんですか。

田島副主査 29番と30番につきましては、受人があくまで別の会社になっていまして、これは完全に別の事業ということで、こちらのほうでは捉えております。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

28号と30号なんですけど、代表者の名前が何かちょっとよく分からないんですけど、これ一緒の会社ですよ。どちらかが間違えているということですか。

田島副主査 大変失礼いたしました。議案第28号の会社の代表の名前が間違っております。訂正いたします。議案第30号の代表取締役の名前が正しくなっております。大変失礼いたしました。

笹本委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにございますか。

神子委員。

神子委員 7番、神子です。

25号の議案について、ちょっと現地調査の中にもありましたが、この地区には10年ぐらい前なんですけど、都会から農業経営をしたく、定着した複数の方々が現在おるわけです。今ではもうこの責任者は認定農業者も取得されたような話を聞いているんですけど、そういうことで、現在活動されていると聞いております。この方々の経営には影響がないのか。それが一つ。

もう一つが、この団体の責任者によりますと、今後も農地を新たに集積したい旨の意向もかなり強いようですけど、我々農業委員として農地の活用の集積を促進するという視点から、今回のこの太陽光、どう考えたらいいのかということで、その2点についてお聞きしたいと思います。

田島副主査 お答えいたします。

まず、こちら議案第25号なんですけれども、君津市長より農振農用地除外決定の通知書が出ております。こちらのほうについては特に問題これまでないということで、この除外の決定が全く大丈夫なものということで受け取っております。

もう一つ、利用集積という考え方なんですけれども、こちらは農業委員さんのほうにあくまで現地の聞き取りを行っていただいて、周辺の営農の影響だとか、そちらのほうを聞き取っていただいております。例えば利用集積、本当に一種農地だとかで広がりがあるところ、そういうところであれば農地法の中でも考え方として例えば侵食していないかだとか、そういうことは議論の余地があると思うんですけども、あくまで今回はそこまでには至らないということで、あくまでこちらの農振の除外の決定と周辺の農地への影響、この2点で委員さんのほうで判断いただくという形になろうかと思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

神子委員 農振の除外はこの農業委員会じゃないですよ。

田島副主査 あくまで農振の除外は、君津市の農政課と県の同意を経て決定しておるものですので、そちらについて特に取消しだとか、そういうことはお話は出ておりませんので、こちらのほうが正式に出ている決定ということで受け取っております。

神子委員 正式に決定がされているわけですね。

田島副主査 はい。

以上です。

神子委員 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

25の議案についてお聞きしたいです。先ほど神子委員のほうから、集約したい新規就農者がいるということで、僕もそこまで面識があるわけじゃないんですけど、話はちょっと聞いていて、集約をしたいということで可能性があるなら、ソーラーよりは農地として維持する方向で新規就農者を助けてあげるとするか支援とるか、支援まではいかないんですけど。

あと集積をするという段階で農振地域を除外するときに、その地域で農地を集積したいという人がいる、いないという意思表示があって、その情報が入っていたのか漏れていたのか。僕もこういった地区代表として農振会議には参加していて、そのときにはそういう情報が提示されていなかったような、ちょっと今回農振会議もコロナの関係で書類決裁のような形だったので、ちょっとうろ覚えなんですけども。

除外する段階でその情報が漏れていて、やはり新規就農者だからなかなか地域に対して声も大きくないので、無視され、小さい意見として流されやすいので、もう少し集約とか農業者の部分を考慮してもいいんじゃないかなという、からの決定でもいいんじゃないかなと思いました。

議 長 はい。

田島副主査 今宇野委員おっしゃられたんですけども、こちらのほうとしては、まず農振農用地の決定については、あくまでどのような経過を踏んでいるのか、ちょっとこちらのほうで確認しようがございませんので、あくまで農振農用の除外決定が出ているという、その事実だけが、ちょっとこの審査の場ではどうしても生きてくるという形になります。

もう1点、利用集積という形はあくまでもそれとは別に、利用集積とるか、その部分の集積ということで考えられないかということだと思っておりますけれども、その点に関しても、あくまで農地法の中では例えば10ヘクタールだとか本当に大規模なところの中の一部を使うことで、全体が阻害されるような、そういう場合は想定しているんですけども、今回のような二種農地の中でそれほど面積も広くない、この中での集積を阻害するという形はちょっととっていないので、その場合やはりその土地をお持ちの方も、こういう土地利用というふうにお考えだと思いますので、そこら辺の均衡もありますので、今回の場合はあくまでこれをうちのほうで、じゃ、この審議はちょっとできませんよ、どうですよというのは、この場ではちょっと不適切なのかなというのは、ちょっと事務局としては考えております。

宇野委員 ありがとうございます。

議長 鈴木委員。

鈴木（郁）委員 ちょっと関連して。今、農業振興法の中の農地法とは別の法律でしょう。これは各末端の行政体で指定をされちゃうんですね、農政課とか農業担当部署で、農業振興法によって地域設定しなさいというのが国の指示なんですよね。その指示によって行政は国から命令というわけじゃないけど、法律ができたから色分けしなくちゃいけないというのでやったと思うんですけど、これは今じゃなくて、逆に足かせになっている、その開発行為にね。

先ほど〇〇〇の話もあったんですけど、農業に適しているか適していないかというよりも、深く潜っちゃうと、日影になるとか、あるいは圃場整備をされていないとか、そういう条件なしにただ地図上に色分けしているという感じがするんですけど、今回除外するというのは、1筆単位で除外するんですか。

田島副主査 今回、あくまでこの1筆の除外ということで聞いております。

鈴木（郁）委員 1筆の除外。それがちょっと私は、法律上の考え方と、色分けするときは全体ですよね。除外するときは、全体を除外じゃなくてその1筆を除外するというのは、解せない話なんですけど。

議長 除外というのは、除外の必要があつて除外するんですね。

鈴木（郁）委員 理由があるからね。

議長 例えば分かりやすく言いましょうかね。コンビニを作るだとか、これは公共に必要といえますか、公共のためになるものだという条文が何かありますね、特例があるんですね。そして許可されるということですよ、1個ずつ必要に応じて。ただ、作るときは、結局第一種農地というのは税金を使って耕地整備、いわゆるしたわけだから、一定期間は農地として100%使ってくださいよという決まりの中で、基本はそっちなんです。

鈴木（郁）委員 でね、都市計画法なんかでは、道路が設置されると、その道路の周辺100メートル、両サイド、はっきり言うと、もう一種農地だろうと農振地域だろうと、全てコンビニ、スタンド、ラーメン屋の開発にほぼ許可されちゃうんですよ。農振法じゃなくて農地保有が優先じゃなくて、開発法のほうが優先。調整区域であろうと農振地域であろうと、全部除外なんですよ。

この太陽光も、じゃ、はっきり言って荒廃農地のエリアに近いというような感じを説明の中で受けているんだけど、1筆だけ除外するというのがよく分からないんだ。だから、先ほど言ったように、都市計画法で調整区域だとか農振地域なんて、あらゆる開発行為を規制す

る法律の中で、特例的にどんどん時代と共に許可範囲が公益活動、要するに学校を建設する、保育園建設する、ある程度公益性の高いものは優先順位でそういう1筆許可転用を認めていくんだけど、まさに道路ができるとか、何か山の中に高速道路ができてインターチェンジができたとか、そういうところのエリアは道路に面したところは、公道に面した両サイド100メートルは開発許可がほぼオーケーなんです。ほぼ申請すれば除外されちゃう。

だけど、その場合も農振法をエリアとして指定しちゃっているんですよね、調整区域であろうと農振地域であろうと。それはまさに私の住んでいる三直というところがまさにそのとおりなんです。そうすると、太陽光は先ほどじゃないけど一種農地でも許可になるというようなのが現実の話なんですよ。前回の会議のとき、私がゾーン分けしたらどうですかというのをちょっと提言したんだけど、それはもう政治的な話になるので、それ以上長く話はやめましたけど。

本来ならば農振法という法律は、行政側が国からの指針に基づいて色分けしただけに過ぎないんですよ。これが今の現行の減反政策の中ではほぼ逆の考え、先ほどの〇〇〇と同じで、逆なんですよ、考え方が。だから、これは我々が農業委員会のこの単独会議の中で良いとか悪いとかってなかなか判断はしにくいんだけど、これ、どうでしょうかね。こういうのって、ある程度の農政課、法律を変えるわけにはいかないでしょうけど、1筆解除になって一旦できてしまえば、どんどんさみだれ式が増えていく可能性がありますよね。

隣の田んぼが許可になるんなら、何で私の田んぼは除外にならないのということにつながるわけです。私は実際裏話をしますと、私のうちの田んぼはすぐ隣に不耕作地があって売却されました。太陽光発電の許可が下りました。農業委員会にかけられますというところでストップをかけて、私買い戻しました。まさにそういう、それが現実なんですよ、農振地域であろうと調整区域であろうと。

本来開発行為はできない場所。それでも1筆単位で許可が出ちゃうんですよ。だから、こういうのというのは、ちょっとさっき言った不合理、〇〇〇の言い分も大きく間違っているわけじゃなくて、一種農地であろうと、複合型農業は経産省のほうではどんどん奨励して太陽光やりなさいよ、農業者とか拡大しますからと経産省は言うんだけど、農水省はしようがないな、農地が農地として残るなら部分転用は認めましょうというのが、規制緩和のもう一歩前進よりも、2歩も3歩も前進しちゃっているんですよ。

今度は荒廃農地とそれから認定農業者の農地は、もう8割経営の除外もしているんですよ。だからこういう太陽光発電というのは、ある一定の基準なんか考えてもらったほうがい

いかなという気がします。今結論は出ないと思いますけど。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可相当の意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第27号について、原案のとおり決定に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第31号

議長 日程第6、議案第31号 君津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

田島副主査 それでは、本日お配りいたしました総会議案その2のほうを御用意いただければと思います。

めくっていただきまして1ページのほうなんですけれども、議案第31号 君津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）ということでお示しさせていただきました。

こちらまず基本的な考え方なんですけれども、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会等におきましては、農地利用の最適化の推進が取り組まなければならない業務として明確に位置付けられたところでございます。

この中で、地域の強みを生かし、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地利用の最適化が一体化に進んでいくよう、君津市農業委員会の指針として具体的な取組を下記のとおり定めるものでございます。

この指針のほうは令和5年を目標としております。

以下に具体的な目標と推進方法ということで、3つございます。

まず1点目が、遊休農地の解消について、2点目が担い手への農地利用集積について、3点目が新規参入の促進についてでございます。

まず1番目の遊休農地の解消についての目標について御説明させていただきます。こちら制定時、平成29年12月時点では、遊休農地面積が78ヘクタール、遊休農地の割合が2%でございました。これが現状、令和3年4月時点では29ヘクタール増えまして、107ヘクタール、割合として2.8%となっております。

そこで、目標といたしまして、令和5年4月までに制定時のせめて78ヘクタールまで戻したいということで、遊休農地の農地面積を78ヘクタール、遊休農地の割合2%を目標として掲げさせていただきました。

続きまして、担い手への農地利用集積についてでございます。

こちら、制定時につきましては168.9ヘクタールの集積、集積率が4.3%でございました。こちら現状につきましては、189.2ヘクタール、5%ということで、集積のほうは伸びております。こちらの割合を考えまして、目標といたしましてこの伸びでいけばということで、205.9ヘクタール、5.4%ということで目標のほうを立てさせていただきました。

また、下のほうの表といたしまして、参考といたしまして、担い手の育成・確保ということで、制定のときには担い手の認定農業者が93経営体、認定新規就農者がゼロ経営体でございましたが、現状は認定農業者89経営体、認定新規就農者が11経営体となっております。

認定農業者のほうは残念ながら4経営体減ってしまっているんですけども、目標といたしましては制定時に戻すという意味合いで、93経営体とさせていただいております。

認定の新規就農者につきましては、11経営体と順調な伸びを見せておりますことから、こちらの伸びを考えまして、15経営体ということで目標のほうを設定させていただきました。

続きまして、新規参入の促進についてということで、新規参入の促進目標でございますが、こちら制定時は新規参入者数が4人で1.5ヘクタール、新規参入法人が3法人で5.3ヘクタール、これが現状は5人で3.1ヘクタール、新規参入の法人が3法人で2.7ヘクタールとなっております。こちらのほうも伸び等を考えまして、目標のほうを個人は7人で3.5ヘクタール、新規参入の法人のほうは5法人で2.5ヘクタールということで目標のほうを設定させていただきました。

審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの事務局の説明について、意見、質問等ありましたら挙手をお願いします。
水野委員。

水野委員 3番、水野です。

この担い手の育成のところの認定農業者が4名減るとするのは、どういった理由で減ったのか。

田島副主査 詳細なところは申し訳ございません、確認しておりませんので、確認してまた御報告させていただきます。

水野委員 すいません、お願いします。

議 長 認定農業者が減ったと。

事務局長 個人的な部分は。

水野委員 駄目なんですか、聞いても。

事務局長 それは一般的なところですね。ちょっと確認はさせてはもらいますが。

水野委員 はい、分かりました。農業をやめるとか、そういう理由とかじゃなくてということもある。

事務局長 そうですね。

水野委員 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第31号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第13号

議 長 それでは、ここで初めの議案書に戻っていただきたいと思います。

日程第7、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第6号ないし第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第13号 軽微な農地改良に係る届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第13号について、質問、意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第13号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和3年第4回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回、令和3年第5回農業委員会総会は、令和3年5月10日の月曜日、6階災害対策室、この部屋にて開催の予定ですので、よろしく願いをいたします。

(午後4時42分)